## 第81号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を 別紙のように定める。

令和元年12月10日提出

芦屋市長 伊藤 舞

# 提案理由

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第

苣屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正 する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」と いう。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定 12 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定 する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散 その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者 が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分 の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の222.5を、12月に支給する場合においては1 00分の227.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以 前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了 の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該 任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったもの

する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散 その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者 が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分 の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて 得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるそ の者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任 期終了の日に在職した議員で, 当該任期満了又は議会の解散によ る選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額の 計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたもの

改正後	改正前		
の受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き業員の際になったものようなす。	とみなす。		
き続き議員の職にあつたものとみなす。			
(略)	(略)		

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正前

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

改正後

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(期末手当)	(期末手当) 第5条 (略)
folia — fry (mfs.)	第5条 (略)
第5条(略)	
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に200万円である。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の20名の20名の55な、10日に支給する場合においては100分の20名の20名の55な、10日に支給する場合においては100分の20名の20名の55な、10日に支給する場合においては100分の20名の20名の55な、10日に支給する場合においては1
額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。	は100分の222.5を,12月に支給する場合においては1 00分の227.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。
(略)	(略)

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失
職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは	職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは
失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべ	失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべ
き給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算	き給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算
した額に、6月に支給する場合においては100分の222.5	した額に $100分の222.5$ を乗じて得た額に、それぞれ前項
<u>を, 12月に支給する場合においては100分の227.5</u> を乗	の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ
じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけ	て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
るその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た	
額とする。	
(昭各)	(略)
3 (略)	3 (略)
付 則	付則
$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)
(令和元年12月に支給する副市長の期末手当に係る特例)	
5 今和元年12月に支給する副市長の期末手当の額の算定に当た	
つては、第4条第2項に規定する基準日以前6月以内の期間にお	
ける在職期間を6月として同項の規定を適用する。	

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(期末手当)	(期末手当)			
第4条 (略)	第4条 (略)			
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の222.5			
(略)	(略)			
3 (略)	3 (略)			

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(給与)	(給与)			
第2条 (略)	第2条 (略)			
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)			
6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の222.5を、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。			
(略)	(略)			
7 (略)	7 (略)			

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(給与)	(給与)			
第2条 (略)	第2条 (略)			
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)			

改正後	改正前				
6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の222.5を、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の				
(略) 7 (略)	在職期間に応じて,次の表に定める割合を乗じて得た額とする。(略)7 (略)				

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条,第3条及び第5条の規定は公布の日から,第2条,第4条及び第6条の規定は令和2年4月1日から 施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例,第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例等」という。)の規定は,令和元年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬条例等の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正前の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 参照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

(1) 期末手当の支給率を次の表のとおり改める。(第1条から第6条まで関係)

改正		ア改正案 (令和2年4月1日施行		イ改正案 (公布の日施行)		現行	
	する 手当	6月期	12 月期	6月期	12 月期	6月期	12 月期
		支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員							
市長,副市長, 教育長	期末 手当	225 /100	225 /100	222. 5 /100	227. 5 /100	222. 5 /100	222. 5 /100
病院事業 管理者							

- (2) 令和元年12月に支給する副市長の期末手当は,在職期間を6月として算定する。 (第3条関係)
  - ※参考 平成30年4月から令和2年3月までの間の期末手当の額については、上記 (1)及び(2)により算定された額から市長及び副市長は100分の4を減額している。

#### 3 施行期日等

- (1) 2(1)の表中イ及び2(2)の規定 公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- (2) 2(1)の表中アの規定 令和2年4月1日
- (3) 2(1)の表中イ及び2(2)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。